日本国法務省、外務省、厚生労働省、警察庁とベトナム社会主義共和国内務省との間の育成就労制度に関する協力覚書（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」という。）及びベトナム社会主義共和国内務省（以下国名については「ベトナム」、内務省については「ベトナムの省」という。）は、育成就労制度が日本国内における育成就労産業分野における人材育成と人材の確保をすること、ひいては、ベトナムにおける人材育成にも寄与すること等により二国間協力を推進することを目的とするものであることについて見解を共有した。この見解に基づき、日本の省庁とベトナムの省（以下「両者」という。）は、育成就労制度を適正に推進するため、次のとおり決定した。

１．目的

この協力覚書（以下「覚書」という。）は、両者の間で育成就労外国人の送出し及び受入れに関する約束を定めることにより、二国間の協力のもと、育成就労外国人を保護し育成就労制度を適正に推進することを目的とする。

２．定義

覚書で使用する主な用語は、特記のない限り日本国の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）及び同法施行規則（以下「育成就労規則」という。）に従って解釈するものとする。覚書の目的のために、

(1)　「育成就労」とは、単独型育成就労及び監理型育成就労をいう。

(2)　「単独型育成就労」とは、日本国の公私の機関のベトナムにある事業所の職員であるベトナム国民が、「育成就労」の在留資格をもって、当該機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関の日本国にある事業所において育成就労産業分野における技能の修得のために就労する受入れの形態を意味する。

ここにおける「ベトナムにある事業所」とは、原則として、以下を指す。

- 日本国の公私の機関の本店又は支店であるベトナムにある拠点
- 日本国の公私の機関の親会社又は子会社であるベトナムにある拠点
- 日本国の公私の機関と同一の親会社を有するベトナムにある拠点

(3)　「監理型育成就労」とは、ベトナム国民が「育成就労」の在留資格を持って、日本国の営利を目的としない法人の監理支援の下、必要な講習を受けること及び育成就労産業分野における技能の修得のために就労する受入れの形態を意味する。

このタイプには以下が含まれる。

(a) 監理Ⅰ型育成就労

ベトナム国民が日本国の営利を目的としない法人に受け入れられ、必要な講習を受けること及び日本国の公私の機関の日本国にある事業所において就労すること。

(b) 監理Ⅱ型育成就労

日本国の公私の機関と密接な取引関係にあるベトナムの公私の機関のベトナムにある事業所の職員であるベトナム国民が、当該日本国の公私の機関によって受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関の日本国の事業所において就労すること。

ここにおける「日本国の公私の機関と密接な取引関係にあるベトナムの公私の機関」とは次のいずれかを指す。

- 日本国の公私の機関と引き続き１年以上の国際取引の実績又は過去１年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関。
- 日本国の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の取引上密接な関係を有する機関として日本の出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣により認められた機関。

(4) 「育成就労外国人」とは、育成就労の対象となっており、別添９の基準を満たすベトナム国民をいう。

(5) 「育成就労産業分野」とは、育成就労規則に従って育成就労外国人の受入れの対象となる産業上の分野をいう。

(6) 「育成就労実施者」とは、育成就労法に従って認定された育成就労計画に基づき育成就労を行わせる、日本国の個人又は法人をいう。

(7) 「監理支援機関」とは、日本の省庁の許可を受けて育成就労の実施の監理を行う、日本国の非営利の法人をいう。

(8) 「送出機関」とは、育成就労外国人を日本国に送り出すことを意図し、現に送出しを行っている又は行ったことがある機関をいい、「推薦送出機関」とは、別添１に定める日本国の法令に従ったベトナムの送出機関の推薦基準を満たすと誓約したことをベトナムの省が確認し、ベトナムの省が推薦した送出機関をいう。

３．日本の省庁の約束

日本の省庁は、適当と認められる場合には在ベトナム日本国大使館と協力しつつ、日本国の関係法令に即して、育成就労外国人の受入れに関して次の約束を行う。

(a) ベトナムの法令においては、単独型育成就労及び監理Ⅱ型育成就労は、ベトナム人労働者を契約に基づき海外に送り出す任務を課せられた省庁、省庁相当機関、又は政府機関傘下の公的事業単位（以下「公的事業単位」という。）を通じて実施され、日本国の育成就労実施者は公的事業単位と労働力供給契約を締結し、管理費用を支払うとされていることを広く周知すること。

(b)　推薦送出機関に係る情報を日本の省庁がベトナムの省から受領した場合は、当該情報を日本国において公表すること。

(c)　ベトナムの省に、監理支援機関のリストを提供すること。

(d)　推薦送出機関以外の送出機関が送り出した育成就労外国人は受け入れないこと。また、日本の省庁は、推薦送出機関から送り出される育成就労外国人であっても、育成就労法に従って当該育成就労外国人に係る育成就労計画が認定されない場合等には、当該育成就労外国人を受け入れないことができる。

(e)　日本の省庁が推薦送出機関の完全なリストをベトナムの省から受領することを条件として、ベトナムの省による推薦送出機関の推薦状を不要とすること。

(f)　監理Ⅰ型育成就労においては、ベトナムの省により任命を受けた機関である海外労働局に確認された推薦育成就労外国人リスト（別添３）に記載されている育成就労外国人のみを受け入れること。

(g)　日本の省庁が、ベトナムの省から推薦送出機関の推薦の取消しの情報を受領した場合には、当該情報を日本国において公表すること。

(h)　別添４に記載する監理支援機関の許可基準及び別添５に記載する育成就労計画の認定基準に従って、適切な方法で許可及び認定に関する事務を行うこと。

(i)　監理支援機関が別添６に記載する項目のいずれかに該当する行為を行った場合は、適切な措置（許可の取消しを含む。）をとること。

(j)　別添７に記載する項目のいずれかに該当する場合は、適切な措置（育成就労計画の認定の取消しを含む。）をとること。

(k)　別添８に記載する育成就労外国人の待遇基準について、育成就労実施者又は監理支援機関に対して必要な書類の提出を求めるとともに、待遇の実態が提出された書類に記載された内容と異なる場合には、適切な措置（育成就労計画の認定の取消しを含む。）をとること。

(l)　ベトナムの省から、育成就労法の認定基準に適合しない、又は認定育成就労計画と相違する実態について通報を受けたときは、日本の省庁は、育成就労実施者を調査、指導及び監督し、適切な措置を行った上で、その結果をベトナムの省に報告すること。

(m)　育成就労法第46条から第49条までに違反した場合を含め、日本の省庁が、育成就労法第15条、第16条、第36条又は第37条に即して、監理支援機関に対して、許可の取消し、業務停止命令若しくは改善命令による行政措置をとった場合、又は育成就労実施者に対して、育成就労計画の認定の取消し若しくは改善命令による行政措置をとった場合は、ベトナムの省に当該行政措置及びその結果を通知すること。

(n)　育成就労外国人が転籍することを希望する場合の支援を含め、育成就労外国人の要望に応じるため必要な支援を行う体制を構築すること。

(o)　日本の省庁のいずれかがベトナムの省から育成就労制度に関する照会を受けた場合には、必要な情報を提供すること。

(p)　日本の省庁は監理支援機関、育成就労実施者が規則違反行為その他の不正行為を行っていると認められる旨のベトナムの省からの報告を受けた場合には、当該監理支援機関、育成就労実施者について調査を行い、必要な指導監督を行うとともに、その結果をベトナムの省に報告すること。

(q)　日本の省庁は、推薦送出機関が別添１に定める基準に違反していると判断した場合、推薦送出機関からの新たな労働者の受け入れを停止し、この措置の共同実施のためベトナムの省に通知すること。

(r)　在日ベトナム大使館及びベトナムの省が実施する、日本国に在留する育成就労外国人の技能の修得に関する調査について、監理支援機関を通じて当該育成就労外国人に対して周知する等により協力すること。

(s)　ベトナムの省と協力し、公的プラットフォームの利用の促進を含む、仲介業者の排除を目的としたソリューションを実施する。

４．ベトナムの省の約束

ベトナムの省は、ベトナムの関係法令に即して、育成就労外国人の送出しに関して次の約束を行う。

(a)　日本の省庁との緊密に連携し、日本国の法令に従って、育成就労外国人の選考と配置に向けた募集過程や基準を詳細化したガイドラインを準備し、ベトナムから日本国への育成就労外国人の送出を実施すること。

(b)　ベトナムの法令においては、単独型育成就労及び監理Ⅱ型育成就労は、公的事業単位を通じて実施され、日本国の育成就労実施者は公的事業単位と労働力供給契約を締結し、管理費用を支払うとされていることを広く周知すること。

(c)　育成就労の対象となろうとするベトナム国民の監理Ⅰ型育成就労への申込みを適切に監理支援機関に取り次ぐことができるものとして公的機関が行う送出機関の推薦（育成就労規則第 20 条第１号に規定する推薦）は、ベトナムの省以外の公的機関には行わせないこと。

(d)　ベトナムの法律を遵守し、別添１に定める基準を満たすと誓約したことをベトナムの省により確認された送出機関（契約に基づきベトナム人労働者を海外に送り出すベトナム企業及び公的事業単位を含む。）を日本の省庁に推薦すること。

(e)　(c)に定める推薦送出機関の名称その他の情報を公表し、当該推薦送出機関の情報を別添２に記載する様式により日本の省庁に提供すること。

(f)　別添３に記載する推薦育成就労外国人リストを確認すること。

(g)　日本の省庁から推薦送出機関が推薦基準に適合しない行為その他の適切でない行為を行った又は行ったのではないかとの通報を受けた場合には、当該推薦送出機関を調査し、必要な指導及び監督を行い、その結果を日本の省庁に報告すること。

(h)　推薦送出機関が別添１に定める基準を満たさないと認める場合には、推薦を取り消し、その旨の理由及び結果を添えて日本の省庁に通知すること。

(i)　推薦送出機関及び公的プラットフォームを通じた求人の情報に育成就労の対象となろうとするベトナム国民が容易にアクセスできるよう、当該プラットフォームを整備し活用すること。

(j)　日本の省庁が実施する育成就労外国人が修得した技能等の帰国後の活用状況に関する調査等について、元育成就労外国人からできる限り多くの正確な回答が得られるよう推薦送出機関を指導すること等により協力すること。

(k)　ベトナムの省が日本の省庁から育成就労制度に関する照会を受けた場合には、日本の省庁に必要な情報を提供すること。

(l)　日本国及びベトナムの法令にのっとり、育成就労の対象となろうとするベトナム国民本人がその意思に基づき取得し、自ら提出した、ベトナムから発行された公的文書によって、同人に一定の犯罪歴がないことを確認した後にのみ送り出されるべきことを推薦送出機関に周知すること。

(m)　ベトナムの法令にのっとり、送出機関に対して、育成就労外国人に対する支援措置を要求すること。

５．育成就労外国人の待遇

両者は次の事項を再確認する。

(a)　育成就労を行わせようとする者又は監理支援機関は、育成就労の対象となろうとするベトナム国民が日本国での労働条件等を十分理解できるよう、雇用契約を締結する前に、育成就労の対象となろうとするベトナム国民に対して対面又はオンラインにてこれを説明する。

(b)　ベトナムからの育成就労外国人には「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、その他の労働関係法令が適用され、日本国で就労している間は日本人労働者と同じように保護される。

(c)　日本国では「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の下、事業主は労働者に対し、妊娠、出産等を理由として、解雇等の不利益な取扱いをすることが禁止されている。

(d)　監理支援機関、育成就労実施者、推薦送出機関あるいは育成就労外国人の間で結ばれる契約においては、妊娠・出産等を理由とした帰国義務等、日本国の法令に反する不利益な規定は含まれるべきではない。

(e)　推薦送出機関は、育成就労外国人から徴収される費用のうち、日本国の法律に基づき徴収される費用と、ベトナムの法律に基づき徴収される費用との差額に相当する最低限の費用（日本国への渡航費用を含む。）を、推薦送出機関と監理支援機関及び（又は）育成就労実施者との間に書面の合意がある場合には、監理支援機関や育成就労実施者から徴収することとする。

(f)　ベトナムの省は、ベトナム国民の育成就労外国人及び配偶者等の日本国における在留が認められなかった場合には、その機能と任務の範囲において、これらの者のベトナムへの円滑な帰国を確保するため、在日ベトナム公館とともに、日本の省庁の要請に応じ、帰国用渡航文書の発給等必要な手続を行うこととする。

(g)　監理支援機関及び育成就労実施者は、日本国の法令において育成就労外国人について求められる日本語講習の費用を負担することとする。これらの講習費用は５(e)に規定する費用に含まれない。

６．連絡部局の指定

両者は、この覚書に基づく活動を効果的に実施するため、両国の連絡及び調整に係る連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

(a)　日本国については、外国人育成就労機構（ESDO）国際部（育成就労法が施行されるまでの間は外国人技能実習機構（OTIT）国際部）。ただし、この覚書の修正及び補足並びにこの覚書に基づく協力の終了の希望についての窓口は、法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課及び厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室。

(b)　ベトナムについては、内務省海外労働局。

７．問題の解決

両者は、この覚書に基づく活動の実施又は当該実施に関連して生じる問題（育成就労外国人の行方不明の発生、不法滞在の育成就労外国人の送還、送出機関と監理支援機関又は育成就労実施者との間において多発する特定の問題等を含む。）について協議し、適当な場合には外交ルートを通じ、友好的に、かつ、それぞれの国における関係する省庁と緊密に協力し解決する。

８．法令の範囲内の実施

⑴　この覚書に基づく協力は、各当事者の機能、任務及び権限に従って実施されるものとし、また、各国の法令及び各国が締約国となっている国際条約を遵守して行われるものとする。

⑵　両者のいずれも、他方の書面による同意なしに、この覚書の枠組みにおける協力及び情報交換を通じて他方から取得した秘密の情報を第三者に公開しない。

９．協議

両者の代表者は必要に応じ随時協議する。両者は、適当な場合には、外交ルートを通じて協議を行う。

ESDO と在日ベトナム大使館は、育成就労制度の実施について必要に応じ連絡する。

１０．受入れの一時停止

ベトナムの省が、覚書の４に基づく約束を適切に実施していないと認められる場合で、かつ、覚書の７に基づく協議によっても解決に至らなかった場合には、日本の省庁として、真にやむを得ないと判断するときは、書面によって通告することでベトナムから送り出される育成就労外国人の受入れを制限（一時停止を含む。）することができる。

１１．送出しの一時停止

日本の省庁が、覚書の３に基づく約束を適切に実施していないと認められる場合で、かつ、覚書の７に基づく協議によっても解決に至らなかった場合には、ベトナムの省として、真にやむを得ないと判断するときは、書面によって通告することで日本国への育成就労外国人の送出しを制限（一時停止を含む。）することができる。

１２．受入れ見込数充足による育成就労計画認定の一時停止

日本の省庁は、関係省庁と協同して育成就労産業分野ごとの受入れ見込数を定めて公表し、基本的にこれをベトナムを含めた育成就労外国人の受入れ人数の上限として運用する。特定の育成就労産業分野について、受入れ人数が受入れ見込数を超過する場合には、日本の省庁は、育成就労法の規定に従い、当該分野における育成就労外国人の育成就労計画認定を一時的に停止することができる。この

場合において、日本の省庁は、あらかじめ書面によって一時停止をベトナムに通告するとともに、育成就労外国人の在留に関する事項については、育成就労外国人とその受入れ機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本国の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。

１３．その他

⑴　この覚書は国際条約を構成するものではなく、ベトナム及び日本に対して国際法上のいかなる権利又は義務も生じさせるものではない。

⑵　この覚書は、英語によって２通作成され、2026年11月９日に東京において署名された。この覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。この覚書の開始をもって、育成就労制度に係る両者の間の協力は、この覚書の下で行うものとする。

⑶　この覚書に基づく協力は、署名の日から５年続くものとし、日本の省庁又はベトナムの省のいずれかから、終了する日の 60 日前までに延長しないことを希望する旨の書面による通告がない限り、自動的に５年間延長される。日本の省庁又はベトナムの省のいずれかがこの覚書に基づく協力を上述の５年の期間が満了する前に終了することを希望する場合には、終了することを希望する日の 90 日前までに他方に対し書面によってその意図を通告することができる。

⑷　この覚書の内容は、両者の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。当該修正又は補足は、この覚書の不可分の一部を構成するものとする。

日本国法務省　　ベトナム社会主義共和国内務省

日本国外務省

日本国厚生労働省

日本国警察庁

＜別添１＞

日本国の法令に従ったベトナムの送出機関の推薦基準

ベトナムの推薦送出機関は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

(1)　育成就労制度の趣旨を理解して育成就労の対象となろうとする外国人を適切に選定して、日本国への送出しを行うこととしていること。

(2)　育成就労外国人若しくは育成就労の対象となろうとする外国人（以下「育成就労外国人等」という。）又は監理支援機関から、ベトナム及び日本国の法令に従って手数料その他の費用を徴収する場合には、算出方法を明確に定めて、ウェブサイトなどに公表し、当該手数料その他の費用の詳細について、育成就労外国人等と監理支援機関に明示し、十分に理解をさせるために説明すること。その際、育成就労外国人等から徴収する手数料その他の費用の詳細については、公的プラットフォームにおいて公表すること。

(3)　育成就労制度の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関し、日本国の法務大臣、厚生労働大臣又は ESDO からの要請に応じること。当該要請には、育成就労を終了してベトナムに帰国した者の修得した技能等の活用状況等に関する調査を含む。

(4)　送出機関又はその役員について、日本国又はベトナムにおいて拘禁刑以上の刑を言い渡されている場合、その刑の執行の終了、又はその刑の執行の免除から少なくとも５年を経過していること。

(5)　契約に基づいてベトナム人労働者を海外に送り出すことに係るベトナムの法令に即して事業を行うこと。

(6)　ベトナムの送出機関又はその役員が、過去５年以内に、次に掲げる行為を行っていないこと。

(a)　育成就労に関連し、保証金の徴収その他の名目のいかんを問わず、育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

(b)　育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為

(c)　育成就労計画に記載された報酬の月額の２か月分を超える費用(*)を育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該監理Ｉ型育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者から受領する行為

*ここにおける費用は、費目を問わず、送出しの過程で育成就労外国人等が推薦送出機関に支払った一切の費用が含まれる。

(d)　暴行、脅迫、自由の制限等の育成就労外国人等の人権を侵害する行為(*)

*妊娠、出産等を理由としたベトナムへの強制送還（帰国）は人権侵害に含まれる。

(e)　育成就労制度上の手続及び日本国における出入国在留管理制度上の手続に関し、不正に許可等を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図面を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為

(f)　育成就労実施者若しくは育成就労を行わせようとする者又は監理支援機関若しくは監理支援事業を行おうとする者に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待をし、又はその申込み若しくは約束をする行為。

(g)　技能実習及び技能実習生に関連し、上記(a)(b)(d)(e)に掲げる行為

(7)　育成就労外国人等の募集や送出機関と監理支援機関との間における育成就労外国人の送出し及び受入れに際してブローカーが介入し育成就労外国人等から手数料その他の費用を徴収することや、ブローカーが監理支援機関に対し賄賂や手数料を支払うことを、決して許容していないこと。

(8)　育成就労の申込みを監理支援機関に取り次ぐに当たり、育成就労外国人等、その親族又はその関係者等に対し、上記(6)の(a)及び(b)に定める行為に関与していないことの誓約を求めることとしていること。

(9)　育成就労外国人の不法滞在対策の重要性を認識し、監理支援機関と協力して、不法滞在対策に努めること。

(10)　育成就労の申請を適切に監理支援機関に取り次ぐために必要なその他の能力を有すること。

(11)　育成就労の対象となろうとするベトナム国民本人がその意思に基づき取得し、自ら提出した、ベトナムから発行された公的文書により、一定の犯罪歴(*)がないことを確認した後にのみ、送出しを行うこと。

*一定の犯罪歴がないとは、具体的に次に該当するものでないことを指す。

・　ベトナムの法令に違反して拘禁刑又はこれらに相当する刑に処されたことがある（刑の執行を終わり若しくは執行の免除を得た日から10年を経過し、又は、刑の執行猶予の言渡し若しくはこれに相当する措置を得た場合で当該執行猶予の期間若しくはこれに相当する期間を経過したとき、復権により資格を回復したときを除く。）

＜別添２＞

作成日：＿＿＿＿＿＿

推 薦 送 出 機 関 の 概 要

機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Email：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

URL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

推薦年月日：

日本国内における連絡先等：

（氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の氏名（法人の場合））＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（Email）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜別添３＞

推薦育成就労外国人リスト

１．ベトナムの推薦送出機関の情報

企業名：

認定番号：

代表者名：

住所：

電話番号：　　Email:

２．日本国の監理支援機関の情報

監理支援機関名：

許可番号：

代表者名：

住所：

電話番号：　　Email:

３．日本国の育成就労実施者の情報

育成就労実施者名：

代表者名：

住所：

電話番号：　　Email:

４．育成就労外国人の情報

No.	名前	生年月日	性別	職業

日／月／年

海外労働局（DOLAB）推薦

（署名及び公印）

名前・役職

＜別添４＞

監理支援機関の許可の基準

育成就労法第 25 条の規定に基づき、監理支援機関の許可を受けるためには、機関は次のいずれにも適合するものでなければならない。なお、別添６に規定する行為により許可を取り消された者（技能実習制度において監理許可を取り消された者を含む。）は、その後５年間許可を受けることはできない。

(1)　日本国の営利を目的としない法人であって育成就労規則第 44 条で定めるものであること。

(2)　監理支援事業を適正に遂行するに足りる能力を有するものとして育成就労規則第 45 条で定める基準に適合しているものであること。

(3)　監理支援事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものとして育成就労規則第 46 条で定める基準に適合しているものであること。

(4)　個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。）を適正に管理し、並びに監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

(5)　監事その他法人の業務監査する者による監査のほか、監理型育成就労実施者と育成就労規則第 47 条第１項で定める密接な関係を有しない者であって、職務の執行監査を公正かつ適正に遂行することができる知識又は経験等を有することその他育成就労規則第 47 条第２項で定める要件に適合するものに、育成就労規則第 47 条第３項で定めるところにより、役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を行わせるための措置を講じていること。

(6)　団体がベトナムの推薦送出機関から監理Ｉ型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、日本国法令及びベトナム国法令に従い、ベトナムの推薦送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

(7)　(1)から(6)までに定めるもののほか、監理支援事業を行おうとする者が、監理支援事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

＜別添５＞

育成就労計画の認定の基準

育成就労法第９条第１項の規定に基づき、育成就労計画の認定を受けるためには、次のいずれにも適合するものでなければならない。なお、別添７に規定する行為により育成就労計画の認定を取り消された者（技能実習制度において技能実習計画の認定を取り消された者を含む。）は、その後５年間新たな育成就労計画の認定を受けることはできない。

⑴　従事させる業務において要する技能の属する分野が育成就労産業分野であること。

⑵　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて育成就労規則第 13 条で定める基準（別添９に定める基準を含む。）に適合していること。

⑶　育成就労の期間が、３年以内であること。

⑷　育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を育成就労規則第 14 条に従い行うこと。

⑸　育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が育成就労規則第 15 条で定める基準に適合していること。

⑹　育成就労を行わせる事業所ごとに、育成就労規則第 16 条で定めるところにより育成就労の実施に関する責任者が選任されていること。

⑺ 単独型育成就労に係るものである場合は、単独型育成就労実施者に対する単独型育成就労の実施に関する監査の体制が育成就労規則第 17 条の基準に適合していること。

⑻　監理型育成就労に係るものである場合は、育成就労を行わせようとする日本国の個人又は法人（以下「申請者」という。）が、育成就労計画の作成について指導を受けた監理支援機関による監理支援を受けること。

⑼　育成就労外国人の待遇が育成就労規則第 18 条で定める基準等に適合していること。

⑽　申請者が育成就労機関において同時に複数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合は、その数が育成就労規則第 19 条に適合すること。

⑾　外国の推薦送出機関から送り出される外国人に係るものである場合は、当該外国人が推薦送出機関に支払った費用の額が、育成就労計画に記載された報酬の月額の２か月分を超えないこと。

＊　上記のほか、育成就労外国人が労働者派遣の形態で就労する場合の育成就労計画や、育成就労外国人が転籍した場合の育成就労計画は、育成就労法第９条第２項、第９条の２又は第９条の３の基準に適合する必要がある。

＜別添６＞

監理支援機関の許可の取消し

育成就労法第 37 条の規定に基づき、日本国の法務大臣及び厚生労働大臣は、監理支援機関が次のいずれかに該当する場合は、監理支援機関の許可を取り消すことができる。

(1)　育成就労法第 25 条第１項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(2)　育成就労法第 26 条各号（第２号、第３号並びに第５号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3)　育成就労法第 30 条第１項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(4)　育成就労法の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

＊　監理支援機関が推薦送出機関から、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けた場合、又は推薦送出機関に対しその要求をし、若しくはその申込みの承諾をした場合には、監理支援機関の許可が取り消されることがある。
　また、監理支援機関が推薦送出機関を含む育成就労に関連する者から監理支援費に該当しない金銭を受け取った場合には、許可が取り消されるほか、育成就労法第 111 条の規定に従って、６月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処されることがある。

＜別添７＞

育成就労計画の認定の取消し

育成就労法第 16 条に基づき、日本国の出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、育成就労計画が次のいずれかに該当する場合は、育成就労計画の認定を取り消すことができる。

(1)　育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労を行わせていないと認めるとき。

(2)　認定育成就労計画が育成就労法第９条第１項各号若しくは第２項各号、第９条の２各号又は第９条の３各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(3)　育成就労実施者が育成就労法第 10 条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4)　育成就労実施者が育成就労法第 13 条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(5)　育成就労実施者が育成就労法第 14 条第１項の規定により ESDO が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により ESDO の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

(6)　育成就労実施者が育成就労法第 15 条第１項の規定による命令に違反したとき。

＊　育成就労実施者又は監理支援機関が推薦送出機関から、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けた場合、又は推薦送出機関に対しその要求をし、若しくはその申込みの承諾をした場合には、育成就労計画の認定が取り消されることがある。

また、育成就労実施者、監理支援機関又は推薦送出機関の間で、育成就労外国人等が日本国において行う育成就労に関連して、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約がなされていた場合には、育成就労認定が取り消されることがある。

＜別添８＞

育成就労外国人の待遇の基準

育成就労実施者又は監理支援機関は、育成就労外国人の待遇に関し次の基準を遵守しなければならない。

(1)　監理型育成就労については、育成就労法第 28 条第２項に基づく監理支援費として徴収される経費について、直接又は間接に監理型育成就労外国人に負担させないこと（監理型育成就労実施者又は監理支援機関のみに適用。）。

(2)　食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労外国人が定期に負担する費用について、当該育成就労外国人が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で、育成就労外国人とその条件について合意しており、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、かつ、雇用契約に明確に定められていること。

(3) 育成就労外国人のための適切な宿泊を確保していること。

(4) 育成就労の終了に際して帰国に要する費用を負担すること。当該費用は、単独型育成就労においては育成就労実施者、監理型育成就労においては監理支援機関によって負担される。

＜別添９＞

日本国の法令による育成就労外国人等の基準

育成就労外国人等は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

(1)　18 歳以上であること。

(2)　健康状態が良好であること。

(3)　一定の犯罪歴がないこと。

(4)　退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

(5)　特定技能の在留資格をもって日本国に在留していた期間を有する者にあっては、当該期間に従事していた業務の内容に照らして、育成就労の適正な実施の観点から育成就労の対象となることが相当と認められる者であること。

(6)　単独型育成就労に係るものである場合は、２(2)に定めるベトナムにある事業所において継続して１年以上業務に従事している常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。

(7)　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。

(a)　ベトナムの省から別添３の様式により推薦を受けて育成就労の対象となろうとするベトナム国民であること。

(b)　２(3)(b)に定める日本国の公私の機関と密接な取引関係にあるベトナムの公私の機関のベトナムにある事業所において継続して１年以上業務に従事していること。

(8)　育成就労に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。

(9)　監理Ｉ型育成就労に係るものである場合は、育成就労外国人の送出し又はベトナムにおける育成就労の準備に関して推薦送出機関又はベトナムの準備機関(*)に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

＊「準備機関」とは、送出機関以外の労働者の準備に関与する機関（日本語学校、査証申請業者等）を指す。

(10)　就労開始までに日本語能力 A1 相当以上の試験に合格しているか、それに相当する日本語講習を受講していること。